平成２８年（フ）第２８号
滋賀県蒲生郡日野町いせの131番地　フィオーレ・カーサ101号
債務者　宇野ケンジこと　ＵＮＯ　ＤＩＬＳＯＮ　ＫＥＮＧＨＩ
１　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４６号
滋賀県彦根市芹川町509番地１（202号）
債務者　安藤　裕朗
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４８号
滋賀県東近江市五個荘石馬寺町384番地13、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1796番地４
債務者　中村　直治
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５２号
滋賀県彦根市大藪町274番地77
債務者　野瀬　美樹
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１４号
滋賀県長浜市東上坂町1536番地７
債務者　冨田　孝子
１　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県姫路市北平野５丁目14番12号　ローズハイツ１Ｅ
債務者　清友　郁子
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋728番地の12
債務者　ＫＨＳこと　田代　秀樹
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８４号
兵庫県加古川市加古川町稲屋249番地の１　フレグランス華101号
債務者　田代　直美
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９３号
奈良県天理市丹波市町184番地１　プレミスト天理308
債務者　北川　　忍
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
鳥取県米子市米原８丁目13番40号、旧住所鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津61番地３
債務者　中村　定正
１　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４３号
鳥取県米子市永江280番地４　永江団地228号、前住所鳥取県米子市錦町１丁目127番地105号
債務者　加藤　有紀
１　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２５号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷37番地12
債務者　井坂　修二
１　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
愛媛県松山市北土居４丁目12番19号
債務者　土野　恵子
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４号
愛媛県松山市石手２丁目７番23号
債務者　菅原　六郎
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
高知県安芸市本町１丁目14番11号
債務者　川島　康義
１　決定年月日時　平成28年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字鶴田1556番地５
債務者　下川　陽子（旧姓水田）
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１２号
福岡県筑後市大字蔵数582番地43
債務者　井上　幸子
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福岡地方裁判所八女支部